品川区新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)」に基づき、政府行動計画および東京都行動計画との整合を確保しつつ、現行の品川区行動計画 (平成23年3月改訂)の考え方や取り組みを踏襲し、特措法で新たに規定された役割分担やワクチンの予防接種等の事項を加えた。

計画策定の経緯

平成23年3月 品川区新型インフルエンザ

行動計画改訂

平成25年3月 品川区新型インフルエンザ 等対策

対策本部条例、同条例施行規則施行

平成25年4月 特措法施行

平成25年6月 政府行動計画策定

平成25年11月 東京都行動計画策定

平成26年3月 品川区新型インフルエンザ等対策

行動計画策定

区行動計画の概要

根拠法令:新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)第8条

目 的: 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する

2区民生活および経済活動に及ぼす影響を最小限にする

対象とする感染症:低病原性~高病原性(緊急事態宣言)

1新型インフルエンザ

2新型インフルエンザ同様に社会的影響が大きなもの

区の責務:平常時 区行動計画策定・体制整備・関係機関調整

発生時 感染拡大の抑制・住民への予防接種・生活支援

主要項目:1実施体制 2サーベイランス・情報収集 3情報提供・共有

4感染拡大防止 5予防接種 6医療 7区民生活および経済活動の安定の確保

発生段階に応じた主な対策

発生段階 主要項目	内容	未発生期	海外発生期	国内発生早期 ~都内発生早期 (患者の接触歴を追跡できる)	都内感染期 (患者の接触歴を追跡できない)	小康期 (一旦終息)
1 実施体制	区体制・対策本部	新型インフルエンザ →政府・東京都 → 品川区新型インフルエンザ等対策本部 設置 等対策会議 対策本部設置				政府、都対策本部廃止 区対策本部廃止
2サーベイランス ・情報収集	発生状況の把握	平常時の サーベイランス	患者の全数把握集団発生の把握		平常時の サーベイランス	
3情報提供・共有	感染対策・相談対応	情報提供	新型インフルエンザ相談センター設置			相談センター縮小 第一波終息発表
4 感染拡大防止	水際対策・感染対策	感染対策準備	水際対策	感染対策の徹底・強化、感染リスクの高い施設の感染対策		感染対策の縮小
5予防接種	特定接種(プレパンデミックワクチン) 住民接種(パンデミックワクチン)	特定接種 (国が実施主体) への協力 住民接種 (区が実施主体) の準備 特定接種への協力・住民			防接種法:希望者のみ:新臨時接種)の実施	住民接種継続
6 医療	医療・検査体制	医療体制整備	症例定義の情報提供 一般医療機関への診 療体制整備周知		一般医療機関で診療 感染症入院医療機関へ入院	平常時の医療体制
7区民生活および 経済活動の安定 の確保	区民・要援護者支援	備蓄・要援護者への生活支援		食料品・生活必需品の安定供給・要援護者支援		平常時への回復

緊急事態宣言

国民に甚大な影響がある場合 (特措法第32条)

特措法による対策本部設置

情報収集強化

外出自粛・施設使用制限の周知

感染対策強化

特措法による全住民への臨時接種

臨時医療施設の確保協力

生活関連物資等の供給確保